

# 今後の地域行政の推進について（案）

平成 2 6 年 1 月

世 田 谷 区

# <目 次>

## 趣旨

## 世田谷区を取り巻く現状

### 第1章 世田谷区における地域行政

- (1) 「地域行政」と「地域行政制度」 . . . 5
- (2) 地域行政の目的 . . . 5
- (3) 地域行政7つの課題 . . . 6
- (4) 地域行政の執行体制 . . . 6

### 第2章 これまでの地域行政制度のあゆみ

- (1) 地域行政のスタート期 . . . 8
- (2) 地域行政構築期 . . . 8
- (3) 分掌事務見直し期 . . . 9
- (4) 地区の役割を踏まえた地域行政の再構築期 . . . 10
- (5) 総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数の推移 . . . 15

### 第3章 地域行政推進の中での「三層構造」と「総合支所」のあり方

- (1) 三層構造の意味と事業展開 . . . 16
- (2) 三層構造における行政拠点の基本的な役割 . . . 19
- (3) 総合支所について . . . 20
- (4) 行政効率や人口規模から見た総合支所制度 . . . 22

### 第4章 今後の地域行政の展開

- (1) 基本的な考え方 . . . 24
  - ①区民が生活する地区の強化
  - ②地区の強化の推進主体と参加・協働
  - ③地区の強化に向けた区の役割
  - ④地区の強化に向けての活動と機能集積の拠点となる出張所・まちづくりセンター
- (2) 基本的な考え方に基づく取り組み . . . 27
  - ①区民が生活する地区の強化に向けた取り組み
    - 1) 「地区防災対策の強化」の推進
    - 2) 福祉的環境の整備等
    - 3) 地区ビジョン実現への支援と地域計画の方向性を踏まえたまちづくり
  - ②区民主体のまちづくりを実現するための「参加・協働」の推進
- (3) その他の検討項目に関する取り組み . . . 36

## 趣旨

世田谷区は、平成3年度より、全国に先駆けて地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設し、地域住民に密着した地域行政を推進してきた。

地域行政制度発足から、20数年の経過の中で、様々な社会経済状況の変化や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、改めて地域コミュニティの重要性や地域の絆の必要性が認識されたところである。

このような社会経済状況などを背景に、新たな時代にふさわしい「地域行政」を推進することが重要であり、併せて「地域行政制度」の再構築が求められている。

これまでも、地域行政を推進するため様々な観点から、「事業展開のあり方」や「地域行政制度」の見直しを図ってきたところであるが、平成25年3月に報告書として「地区力の向上と地区防災対策の強化について」をとりまとめ、平成25年度からの取組みを中心に明らかにするとともに、今後の地域行政を推進するにあたっての検討課題等についても整理したところである。

この間、引き続きの検討を進めるとともに、併せて、区が「地域行政」を展開するために検討した際の問題意識や目的、課題、また、今までに行なわれてきた「地域行政制度」の見直しの主旨などについても把握し、「地域行政」推進の中での三層構造のあり方等を整理している。

本報告書は、今後の地域行政の推進にあたり、平成25年6月に制定した「世田谷区基本構想の議会の議決に関する条例」に基づく世田谷区基本構想（平成25年9月27日区議会議決）及び現在検討を進めている基本計画における地域の「将来像」を踏まえ、平成26年度以降に取り組むべき項目についてとりまとめる。併せて、「子ども・子育て支援新制度」や「社会保障・税番号制度」（以下「共通番号制度」という。）など、国における今後の進捗状況を踏まえる必要がある項目、その他引き続き検討していく項目について示したものであり、今後も検討を進めていく。

## 世田谷区を取り巻く現状

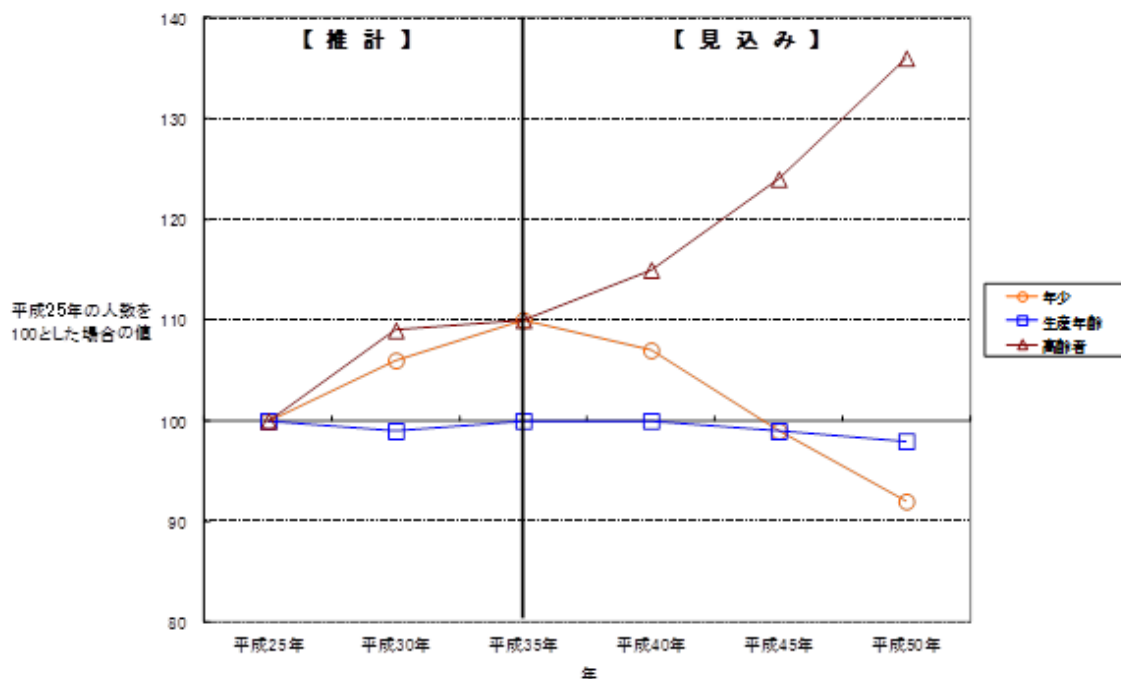
5か所の総合支所を設置した平成3年度の地域行政制度発足以降、20数年が経過し、この間、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきた。

今後の地域行政を検討するにあたり、世田谷区を取り巻く現状が、どのようなものであるかの状況把握は重要であることから、ここに触れる。

### (1) 少子・高齢社会の進展

65歳以上の高齢者人口の割合は、平成3年(11.5%)から平成25年(19.1%)にかけて7.6ポイント上昇するなど、高齢化が着実に進んでいる。一方、少子化について見れば、0～14歳の年少人口の割合は、平成3年(12.9%)から平成25年(11.4%)にかけて1.5ポイント減少しているものの、0～5歳については、増加を続けており、世田谷区の地域特性としてあげられる。平成26年2月にまとめた将来人口の推計においては、年少人口は平成35年までは上昇するものの、その後は、減少することとなり、長期的にとらえれば、全体として、少子・高齢化の傾向が見込まれる。

【参考】年齢3階層別人口の推移



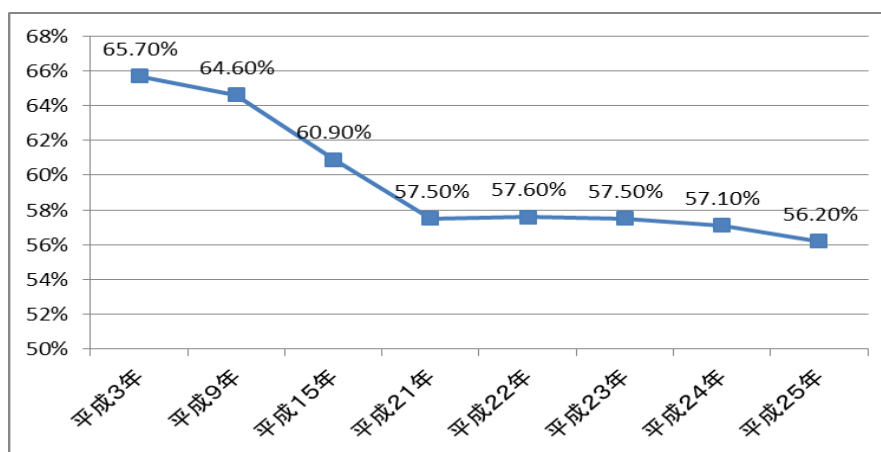
出展：「世田谷区将来人口の推計」(平成26年2月)

## (2) 地域社会の変容

世田谷区の人口は、地域行政制度が開始した平成3年の774,122人から平成25年には845,922人と約10%増加した。また、世帯数では、平成3年の358,735世帯から平成25年には436,603世帯と約22%増加した。一方、世帯あたりの人員は約2.16人から約1.92人となり、世帯の小規模化が更に進み、単独世帯化が進んでいる。

こうした状況を背景に、代表的な地区コミュニティ組織である町会・自治会の加入率は約56.2%（平成25年）と平成3年の65.7%から長期的な低下傾向にあり、また、町会・自治会の中核を担う役員の高齢化が進むことで、今後の活動の継続性が懸念されている。

【参考】町会・自治会加入率の推移（各年7月1日現在）



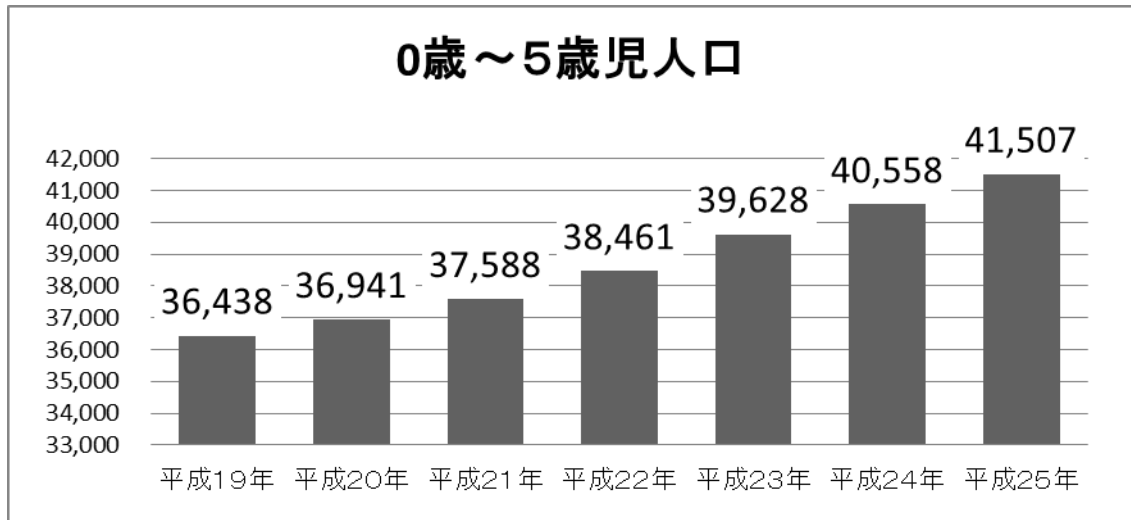
## (3) 行政業務の変化や増加

先に示したように、人口や世帯数が増加しているものの、年少人口割合が低くなり、状況として子どもを持つ世帯の減少や、世帯の核家族化、小規模化が進んだことにより、日頃から顔を合わせる機会のある同一世帯内での相談機会の減少や、子どもを持つ親の絶対数も減るなど、世帯内で相談できる環境が少なくなりつつあると思われる。また、地域や地区に目を向けると、代表的な地区コミュニティ組織である、町会・自治会の加入率の低下や加入者の高齢化、また、共働き世帯の増加などにより、これまで近所づきあいの中で、相談するなどして解決してきたことも、その機会が少なくなってしまったことなどから、難しくなりつつあると思われる。

このような背景のもと、区の相談窓口についてみると、地域行政制度発足時の平成3年頃と比べて現在（平成25年）の相談窓口の業務内容は、高齢の方、障害のある方、女性、子ども・子育てなど、相談対象が多岐に渡るとともに、相談内容は、より複雑化してきている。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談など、新たな分野の相談業務も始めている。

その他、世田谷区の地域特性として、0歳～5歳の子どもが増え続けていることから、保育園等の整備を加速させるなど、生活課題の多様化・高度化の中で、行政の業務も地域社会の変容とともに変化し、また、業務も増加してきている。

【参考】 世田谷区における近年の0歳～5歳人口の推移



※各年1月1日の住民基本台帳人口（外国人を含まない）

（4）区が積極的に取り組むべき事業（区民意識調査から）

区民ニーズについてみると、地域行政制度発足時の平成3年頃の区民意識調査における、区が積極的に取り組むべき事業として上位に挙げられていたものは、「資源リサイクル施設・ごみ処理」、「老人福祉施策」、「道路の整備」であった。

近年（平成24年5月実施など）の区民意識調査における、区が積極的に取り組むべき事業としては、「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」、「高齢者福祉」の3項目が上位に挙げられるなど、この20数年の経過の中で変化が見られる。

特に平成23年3月の東日本大震災以降は、「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」が第1位、2位に挙げられ、地域や地区における取り組みが強く求められている。

この間の区の取り組みとしても、平成25年度から、地区力の向上に向けたネットワークの強化と地区防災対策の強化を目指し、新たな取り組みとして「地区情報連絡会」の開催を始め、「地区高齢者見守りネットワーク」の全区展開を目指した取り組み、また、出張所・まちづくりセンターを「地区防災支援担当」と位置づけ取り組んでいる。

## 第1章 世田谷区における地域行政

これからの「地域行政」のあり方を検討するにあたり、その原点とその「あゆみ」を把握することは、検討の素材となり有意義であることから、まとめることとした。

本章では、区が地域行政を展開するために検討した際の問題認識や目的、課題などを確認するとともに、第2章では、地域行政制度のあゆみの状況とその主旨等に触れていく。

世田谷区における地域行政のコンセプトは、昭和56年地域行政検討プロジェクトチームがまとめた「地域行政のあり方（以下、「昭和56年3月報告書」という。）」において示されている。「地域行政」を検討することは「住民自治のあり方」を検討することにほかならず、「自治とは何か」を抜きには検討することができないものとしている。

世田谷区独自の地域行政とは、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図り、住民自治の確立を目指すもの」として、基本理念をまとめている。この基本理念のもとに「地域行政制度」を展開してきた。

### (1) 「地域行政」と「地域行政制度」

この世田谷区独自の「地域行政」の意義について昭和56年3月報告書では、「地域行政は、地域に基盤をおき、地域の特性にあった総合行政を展開していくこと。」としている。

また、「地域行政制度」の定義は、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施するしくみ。」としている。

そして、「地域行政」については、「地域行政制度あるいは、これに近い仕組みによって地域的によりきめ細かな施策、サービスを展開すること。」としている。

### (2) 地域行政の目的

昭和56年3月報告書では、「遠隔の行政の弊害（行政の拠点と現地との間の距離や組織の膨張、タテワリ行政といった原因から、行政サービス、コミュニティ、区民参加などの点で、行政と区民との間のコミュニケーションが滞ること。）」を排除し、次のように地域に密着した行政を行うことで真の住民自治を確立することを地域行政の目的とし、次のように整理している。

- ① 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- ② 地域の実態に即したまちづくりの展開
- ③ 区政への区民参加の促進

### (3) 地域行政 7つの課題

当時の世田谷区の状況に即し、地域行政制度を導入することにより、地域行政の目的を達成するための課題として次の7項目を設定し、この解決を目標として地域行政制度を進めてきた。

- ① 地域課題の解決  
地域の課題は地域で解決する。そのための機能、しくみを整備する。
- ② 行政サービスの向上  
身近なところで日常生活に関連した総合的な行政サービスを提供する。
- ③ 区政運営の適正化  
地域の機能強化、総合化により本庁組織を簡素化、統合化する。
- ④ 街の整備の推進  
現場に近いところで、生活環境を整備する。
- ⑤ コミュニティづくり  
コミュニティ活動を進め、自治意識を培い区政参加に導く。
- ⑥ 地域福祉の展開  
区民との協働で地域の中で福祉をすすめる行政組織を整備する。
- ⑦ 区民参加の推進  
できる限り第一線の機関で日常的な接触によりキメ細かく吸収し、区民参加を充実させる。

### (4) 地域行政の執行体制

区においては、地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進などの重要な課題に取り組むため、昭和53年に策定した「世田谷区基本構想」に基づき、本庁を全区的な中枢管理機関としての性格をもつものとして位置付け、地域にかかわる事務事業や地域住民への行政サービスを総合的に行う機関として新たに総合支所を整備することとした。

そして、平成3年度に全国に先駆け、世田谷区独自の三層構造による地域行政制度を創設した。それ以降、地域の行政拠点として総合支所、区民に最も身近な拠点として出張所（現在の「出張所・まちづくりセンター」）、全区的な統括を担う機能を本庁とした体制による地域行政制度を推進している。



この地域行政を支える「地域行政制度」の検討は、地域行政の目的を実現していくために、地域行政基本方針（昭和54年6月）の「検討に当たっての基本的な方針」で示された「考え方」（地域性を重視し、あわせて効率性、専門性、技術性などを考慮すること。また、本所、地域を問わず、組織、人員、経費は最小限に抑えること。）を踏まえることが求められた。

地域行政の展開は、自治体経営そのものといえることから、この方針に示された「考え方」は、地方自治法第2条に規定する「最少の経費で最大の効果を挙げること」から生ずる要請であったといえる。

## 第2章 これまでの地域行政制度のあゆみ

平成3年度に発足した「地域行政制度」とは、地域行政を達成するための執行体制のことであり、同年度に地域の行政拠点である5か所の総合支所を設置することにより、全区的な課題は本庁（全区）で、地域の課題は総合支所（地域）で、区民に最も身近な地区の課題は出張所（地区）とし、三層制の地域行政ネットワークを整備し、この間の20数年、さまざまな経緯をたどり現在に至っている。

本章では、これまでの地域行政制度のあゆみについて、その主旨を確認しつつ主な組織の変遷に触れていく。

### （1）地域行政のスタート期

平成3年度に地域行政制度が発足し、区民課、地域振興課、福祉事務所、街づくり課、土木課の5課（計25課（1副参事））で総合支所制度がスタートした。

出張所については、平成3年度の地域行政制度の発足に合わせてそれまでの24出張所から26出張所とし、名称についても一連番号制から町名等による親しみやすい名称に変更し、その後、平成6年度に各総合支所内の分室を成城出張所とし、27出張所の体制となった。

平成7年4月には、区民参加、地区まちづくりの推進を図るため、出張所に「まちづくり主査」を配置するなどその機能の充実を図ってきた。

### （2）地域行政構築期

地域行政における地域展開を更に図るために、平成9年度に保健所と福祉事務所を統合再編した保健福祉センターを設置し、平成11年度には都市整備関連事務を大幅に移管した街づくり部を設置し、区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制、38課（12副参事）の体制となった。

この地域展開の評価として、平成17年11月に報告した「新たな地域行政の推進について」では、その実践による成果について、利便性、現地性、参加の観点から次の①～③を挙げている。

- ①地域住民に身近な場所で行政サービスが提供可能となった。
- ②保健福祉センターの設置によって保健と福祉の連携が強まり、身近な地域での総合的な相談やサービス申請ができ、さらに緊急的なケースに迅速に対応することが可能となった。
- ③街づくりなどにおいて地域との相互理解が深まり、地域特性にあった地区ごとの特色ある取組みが行なわれている。

一方、機能性、有効性等の観点から次の①～⑤の問題点を指摘しており、これが後述する平成18年度の見直しにつながる事となる。

- ① 本庁の機能が5地域に分散することにより、意思決定に時間を要することや、組織体制の肥大化等から柔軟かつ総合的に対応することに支障が生じるなど執行体制上の弊害が生じている。
- ② 5支所に分散して同質なサービスを提供するためには、職員数も多く必要となり、サービス提供コストが高くなっている。特に少数の専門技術職員については、分散することにより、専門知識の蓄積、共有化や継承など人材育成の面での問題が生じている。
- ③ 本庁から事業の実態を把握しづらいため、区民ニーズを的確に把握し計画的かつ迅速に施策に反映することが困難であることや、本庁と支所に窓口が分散しており利用者にとって分かりづらく不便である。
- ④ 世田谷総合支所の役割について、現在担っている出張所等の窓口サービスの全体調整や介護保険認定審査事務など本庁機能の役割との切り分けが不明確になっている。
- ⑤ 新たな地域行政推進においては「利便性」「コスト」「協働」の視点から施策分野ごとに、最も効果的で効率的な機能の再編を検討する必要がある。

### (3) 分掌事務見直し期（本庁と総合支所の分掌事務見直しと出張所改革）

平成11年度に総合支所が総合支所長と3部制となったが、平成12年度に債権管理の強化に向けた執行体制の整備のため税務関連の組織を、また、機能性、有効性の観点から平成14年度には用地買収部門を、平成16年度には、建築基準法改正に伴い、建築確認申請の民間確認検査機関への移行による建築確認事務の減少のため、建築指導課を廃止し、本庁への集約を図った。

平成17年度には、「窓口サービスの効率化」と、「地区まちづくりの強化」を一体的に行うという観点から、出張所改革を行い、7か所の「出張所」と20か所の「まちづくり出張所」とした。そして、平成18年度には、総合支所長と3部長（区民部長、保健福祉センター所長及び街づくり部長）の体制を見直し、総合支所長のもとに、これを補佐する副支所長を設置した。その後、平成20年3月にまとめた「出張所改革の評価・検証」、平成21年1月の「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」を受け、平成21年10月に、20か所の「まちづくり出張所」を「まちづくりセンター」と改称した。

#### (4) 地区の役割を踏まえた地域行政の再構築期

平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、改めて生活の場におけるコミュニティの重要性や地域の絆の必要性が認識され、地区高齢者見守りネットワーク等、団体間のネットワークを活かした地域での支えあい活動や、これまで地域の活動にあまり関わりのなかった人々の参加の促進等を通じて、地域コミュニティの活性化や再構築に取り組むことが求められている。

これらを踏まえ、平成24年度に「地区力の向上と地区防災対策の強化について」をとりまとめ、地区力の向上と地区防災対策の強化に向けて、平成25年度より、出張所・まちづくりセンターがコーディネート役となり、普段あまり顔をあわせてこなかった団体等が、より幅広く情報や課題を共有することで、地域活動を活性化させ、町会・自治会の担い手不足解消のきっかけとするとともに、これまで地域活動に関わっていなかった人が参加する等、顔と顔をつなぎ、「地区力」の向上に結び付けるための「地区情報連絡会」の取組みを進めている。

更に、これまで、出張所・まちづくりセンターは、身近なまちづくり推進協議会の活動などを通じて地区防災に携わってきたが、「地区防災対策」を出張所・まちづくりセンターの職務として正式に位置づけ、発災時の運営組織である「災対地域本部拠点隊」との連続性も考慮しながら対策の強化を図るため、「地区防災支援担当」と位置づけ、「まちづくり担当係長」を「まちづくり・防災担当係長」と改称するなどの取組みを行ない、地区防災対策を推進している。

■ 総合支所の主な組織変遷（抜粋）

① 5つの総合支所を設置し、地域行政がスタートした。

【平成2年度】 本庁と玉川支所、砧支所の3所体制

平成2年度	本庁	世田谷支所開設準備室
		北沢支所開設準備室
		烏山支所開設準備室
	玉川支所	区民課
		土木課
	砧支所	区民課
		土木課

【平成3年度～】 地域行政制度発足 5総合支所スタート

平成3年度～ 平成5年度	総合支所	区民課
		地域振興課
		福祉事務所
		街づくり課
		土木課
		参事(健康担当)(4) 副参事(健康担当)(烏)

②平成9年度に保健所と福祉事務所を統合再編し、5地域に保健福祉センターを設置した。

平成9年度～ 平成10年度	総合支所	区民課
	副支所長	地域振興課
		街づくり課
		土木課
	保健福祉 センター	生活支援課
		保健福祉課
		健康づくり課

③平成11年度に都市整備関連事務を大幅に移管した街づくり部を設置し、区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制、38課（12副参事）の体制となった。

	総合支所		
平成11年度			
	区民部	—	区民課
		—	地域振興課
	地域行政 担当部(世)	—	地域行政担当課
	保健福祉 センター	—	生活支援課
		—	保健福祉課
		—	認定審査事務担当課(世)
		—	健康づくり課
			副参事(認定審査事務担当)(5)
	街づくり部	—	街づくり課
		—	建築指導課
		—	土木課

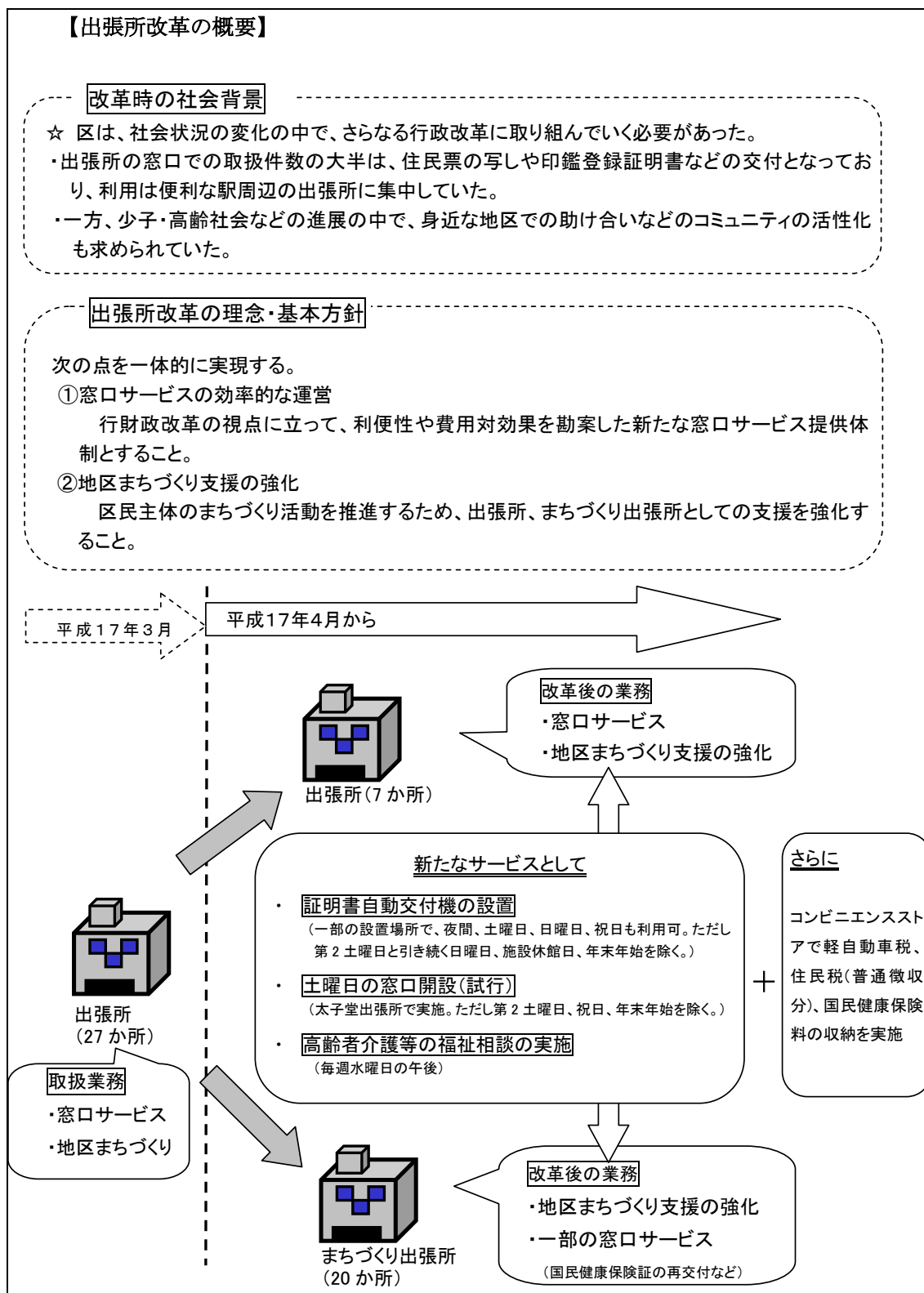
④平成18年度に副支所長を設置し、3部制を廃止した。

	総合支所		
平成18年度			
	副支所長	—	地域振興課
		—	すぐやる課(世)
		—	生活支援課
		—	保健福祉課
		—	健康づくり課
		—	街づくり課
			参事(街づくり課長事務取扱)(世)
			副参事(すぐやる課担当)(5)

⑤平成25年度に総合支所に出張所・まちづくりセンター所長の事務を取り扱う副参事を設置した。

	総合支所		
平成25年度			
	副支所長	—	地域振興課
		—	生活支援課
		—	保健福祉課
		—	健康づくり課
		—	街づくり課
			副参事(特命担当)(5)

## ■平成17年度の出張所改革の概要



※出張所改革の評価・検証(平成20年3月)より



### (5) 総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数の推移

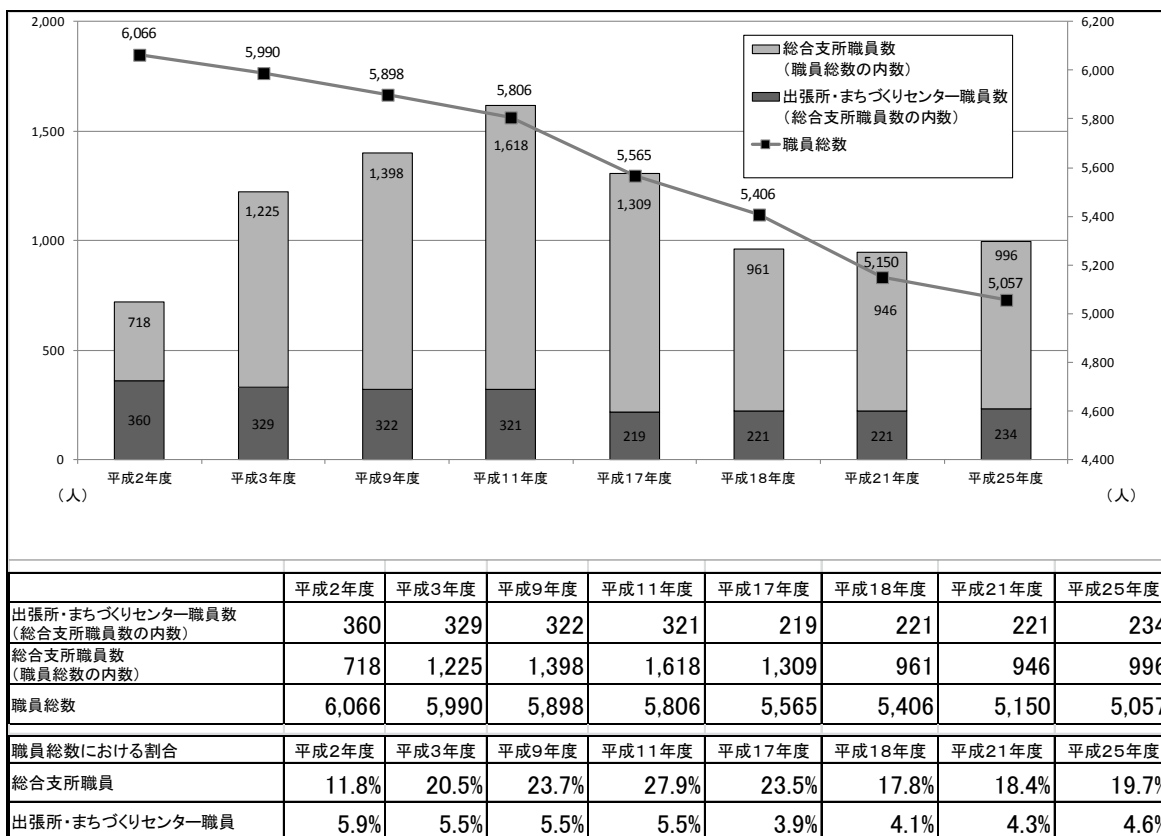
職員数の推移については、下図のとおり、地域行政制度発足時の平成3年度と平成25年度の職員総数の比較で、1,000名近く減っている。これは、平成12年度の清掃事務移管による職員の増加や新たな行政需要に必要な人員を投入する一方で、現業系職員の退職不補充、事業の委託化、官民の役割分担の見直し、非常勤職員の活用等により、定員の適正化を着実にやってきた結果である。

特に、非常勤職員については、専門分野における活用、正規職員の一部代替等、大変貴重な戦力となっており、現在では、職員数も2,500人を超える状況である。

総合支所の職員数については、平成11年度に各総合支所を3部体制としたことにより増加した時期もあるが、先に述べたように総合支所長と3部長の体制を見直し、総合支所長と副支所長の体制としたことから職員数が大幅に減ることとなった。

また、出張所（現在の「出張所・まちづくりセンター」）の職員数については、平成17年度の出張所改革により約80名削減している。しかし、職員総数が減少する中でも、職員総数における総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員割合は、平成3年度の地域行政制度発足時とほぼ同じ割合に現在もある。

■世田谷区職員数の推移（各年度4月1日現在の数値）



### 第3章 地域行政推進の中での「三層構造」と「総合支所」のあり方

地域行政は、地域に密着した行政を行うことで真の住民自治を確立することを目指しており、世田谷区基本構想（平成25年9月27日区議会議決）においても、「きめ細かい地域行政を展開する」こととしている。

本章では、区の区域を5地域、27地区に区分しての地域行政の展開にあたり、その区域に行政拠点位置づけた三層構造やそこでの事業展開の状況、また、行政拠点の役割を改めて整理するとともに、三層構造の行政組織としての総合支所について、その必要性などを取りあげる。

#### （1）三層構造の意味と事業展開

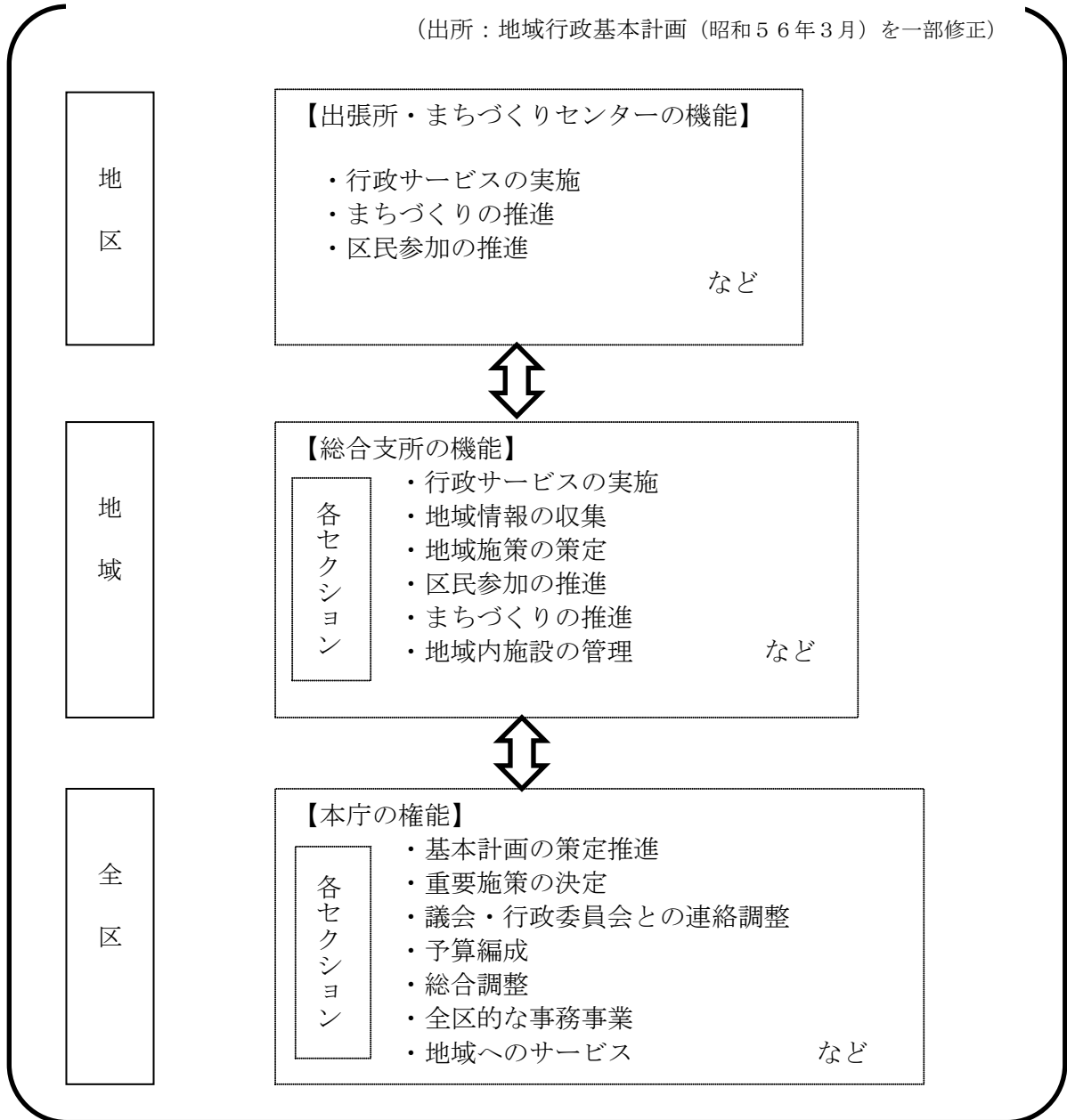
##### ①地域行政の三層構造の意味

区は、地域行政（都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため区内を適正な地域に区分して、地域や地区に行政拠点を設置し、これを核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施すること。）を推進する仕組み（地域行政制度）として、区の区域を「地区—地域—全区」に分け、そこに行政組織として「出張所・まちづくりセンター—総合支所—本庁」を置き、それぞれの行政機能に応じた事務を分掌することとした。この全体構造を三層構造としている。

②地域行政を検討・準備している段階では、それぞれの行政拠点が担うべき機能が整理され、これに基づき、事業をどこで担うことが望ましいかを検討している（図1）。

図1 「三層構造の中でそれぞれの行政拠点が担う機能」

(出所：地域行政基本計画（昭和56年3月）を一部修正)



③ 三層構造の中での事業展開は、それぞれの行政拠点が担う機能（上記「図1」参照）を踏まえつつも、第2章で触れたこれまでの地域行政制度のあゆみの中でもみられるように、そこでは、「地域行政の目的から導かれ求められる要素（例えば、利便性、現地性、参加性）（\*1）」や「自治体運営の観点から導かれ求められる要素（例えば、効率性）（\*2）」を考慮し、その要素の均衡の中でどうあるべきか、その最適化を目指しての判断がなされてきていると考える。

事業の展開にあたっては、必ずしも三層のすべての行政拠点到に役割を担わせるわけではなく、事業展開のあり様は、様々になる。

（次の〔参考〕三層構造の中の事業展開のイメージ）

(注) \* 1、2

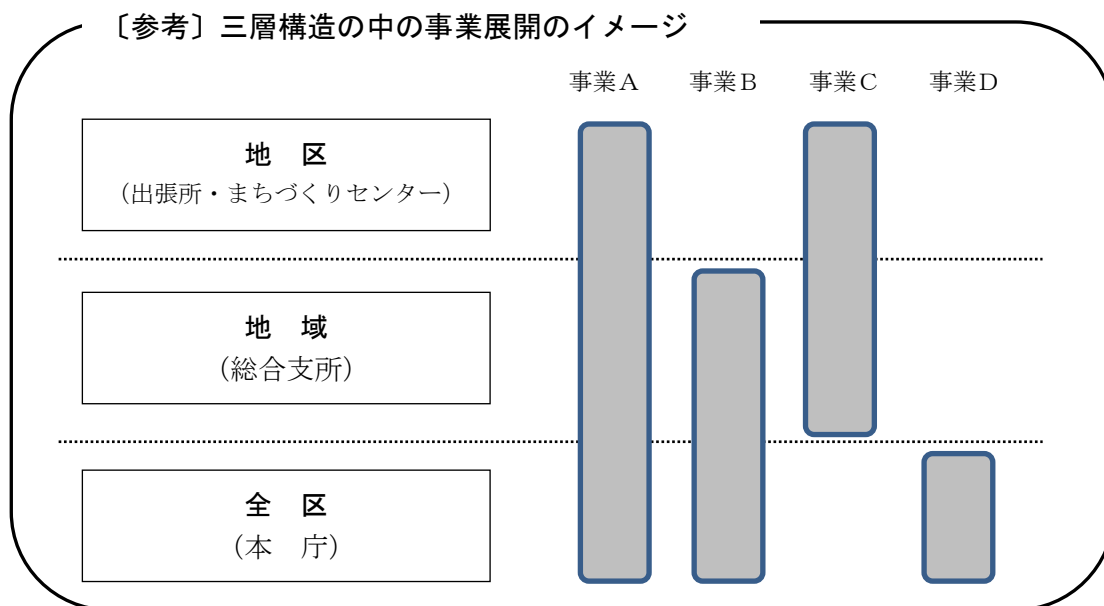
利便性：利用者にとっての都合のよさ。近い、早い、総合的であることなどがその内容となる。


現地性：区民の暮らしの場での取組みがふさわしいこと。

現地での処理、現地の事情に即した処理がその内容となる。

参加性：広報、広聴、直接的な参加などがその内容となる。

効率性：サービスや事務処理を人手少なく、迅速に、また、効果をあげながら行なうことをその内容とする。



※「」は、事業展開のかかわりを示すもの

また、区が事業を実施するにあたっては、三層構造を前提とした事業展開ということではなく、行政効率などを踏まえつつ、事業の目的の実現に向け、政策的な判断を行うことにより、事業を実施しているものがある。

## (2) 三層構造における行政拠点の基本的な役割

三層構造における行政拠点の基本的な役割については、「新たな地域行政の推進について（平成17年11月報告）」において、「三層制における行政組織の基本的な役割」として示している。区の実践としては、世田谷区基本構想や新たな基本計画等の実現に向け、区民参加や協働、情報公開など全庁挙げて進めるものもあるが、この間の地域行政の経緯を踏まえ、それぞれの行政拠点について、改めて以下のように基本的な役割について整理する。

### ① 地区（出張所・まちづくりセンター）

出張所・まちづくりセンターは、窓口業務及び町会・自治会等地域活動団体への支援や身近なまちづくり推進協議会等との連携によるまちづくり活動の推進、地区における広報・広聴、防災・防犯活動への支援等を一層強化するとともに、区民に一層開かれた地区におけるコミュニティ活動・地区防災対策等を行う。

### ② 地域（総合支所）

防災・防犯対策、保健福祉施策の推進や地域における街づくりの推進、街づくり協議会への支援に代表される対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務等、地域や地区での総合的な支援の仕組みを整え、的確な支援の役割を担うこととする。例えば、地区でのまちづくり活動をさらに促進するため、出張所・まちづくりセンターとの連携を一層強化する。

### ③ 全区（本庁）

区としての政策方針、計画、危機管理における本部機能など全区的な統括を基本に、一部行政サービスの実施機関としての役割を持ち、総合支所に対しては、統一基準の管理、取りまとめ、調整、連携等を行う。専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等、本庁で実施することが効果的・効率的であると判断される事務については、本庁で取り扱う行政サービスとして位置づける。

### (3) 総合支所について

#### ① 総合支所の必要性

- ・ 地域行政は、平成3年度のスタート時から、基本的には、2次にわたる「地域行政推進計画」を推進する中で、課題解決に必要な事務を個別に洗い出し、その地域展開を推進してきており、その中であって、地域行政の目的を実現するための行政拠点として、総合支所が果たしてきた役割は大きい。

区の事業は、それぞれ担当所管が決められており、責任を持って取り組む仕組みとなっている。このことは、事業執行の迅速性や効率性からすれば求められる姿ともいえる。このような観点から、総合支所で行うそれぞれの事業について本庁に直結した事業展開がよいのではないかとの議論があるところである。

しかし、区民が生活をする上で、行政に対する区民ニーズは、事業ごとに存在するものではなく、区民それぞれにおいて一体として存在するものである。総合支所は、分野別の縦割り組織とは異なり、生活者の視点から、地域の現状を直接把握し、区民それぞれの生活に対応し、より身近なところで総合的な行政サービスを提供している。このような、地域全体としてのまちづくりを総合的に推進する仕組みとして、総合支所長以下の組織体制をもつ総合支所は、地域行政制度の中で大きな役割を担っており、今後とも重要であることから、この制度を推進する。

例えば、区民一人ひとりの立場から、区民生活を取り巻く課題について考えると、介護、障害、子育てなどを抱える家庭では、住宅のバリアフリー化や各種保健福祉サービスの提供、また、道路・交通環境の整備、施設サービスの提供など、地域全体に目を向け、複数の領域に区分される課題を解決するトータルな取組みがなされてこそ、区民の安全で安心な生活を支えることにつながる。

#### ② 執行体制上の課題とその対応

##### i) 執行体制上の課題

総合支所は、他の自治体に先駆けて世田谷区が進めてきた地域行政の執行体制を支えるものであり、次のような執行体制上の課題を持っていると考える。

事業の実施にあたり、主に総合支所が業務を担う事業について、本庁は、制度改正への対応、計画や取りまとめを行っている。このため、事業実施の実務的な知識や技能は総合支所に蓄積されるが、事業の計画や取りまとめを行う本庁は、直接的な実務を経験する機会が少ないことから、事業の改善、見直し等の対応に苦心することがある。

また、ある事業の実施にあたり、本庁と総合支所との関係において、複数の組織が関与する場合、事業のどこまでをどの組織が担うかの点についての調整に時間を要することがある。

## ii) 課題への対応

地域行政制度は、行政の執行体制に関する事柄であり、執行体制上の課題の解決は、行政の内部のことではあるが、適時の対応がなければ事業執行の停滞を招き、区民サービスの低下に至ることになる。このことから、課題解消に向けた取組みが必要となる。

課題に対して柔軟に対応できるよう、「世田谷区人材育成方針（平成20年3月）」に則り、人材育成を引き続き進める。検討委員会やプロジェクトチームの活用などにより、また、実務を進める中で情報交換の機会を確保するなど、実務上必要な幅広い情報などが職員に備わる機会を増やしていく。

併せて、全庁的な職員の適材適所の配置により、より効率的な組織運営に結びつくようにする。

また、事業の実施にあたり役割分担が重要であるため、地域行政制度に関するプロジェクトチーム等の活用を含め、関係所管と調整しつつ、役割分担を明確にしていく。

#### (4) 行政効率や人口規模から見た総合支所制度

前述のとおり、地域行政の目的を実現するための行政拠点として、総合支所が果たしてきた役割は大きいですが、この総合支所の管轄する地域区分について、改めて確認をする。

地域行政制度を発足するにあたり、地域行政基本計画（昭和56年3月）では、地域区分に際して、その基本的な考え方として、「機能面」と「物理面」から、次の項目を考慮することが必要であるとしている。

まず、機能的な面からの項目としては、①住民が行政に積極的に参加できること。②地域住民相互がコミュニケーションをはかれること。③行政が地域情報に適切に対応できること。④住民が区民利用施設を日常気軽に利用できること。⑤行政の効率的、総合的運営に支障とはならないこと、などである。

また、物理的な面からの項目としては、①人口規模、②地域的ひろがり、③交通体系、④地域の沿革と地域特性、⑤他の行政機関との関係などをあげている。

この基本的な考え方のもとに、都市自治体（政令指定都市の行政区を含む）の適正規模について、面積、人口、行政組織等を尺度としつつ、行政区画の適正規模については、二つの視点を踏まえた判断をしている。

その視点の一つは、住民自治という面から、行政が良く見えて区政への参加が達成できること。住民のコンセンサスが得られる地域社会のまとまりが保たれること。住民参加を阻害しない範囲とすることをあげている。この視点を持つと規模の大きさに一定の歯止めを生じさせることとなる。

もう一つの視点は、行政の効率的執行という面から最小限のコストで行政サービスを効率よく執行していくことをあげており、この視点からは、規模の小ささへの歯止めと大きさへの歯止めの両方が生じてくる。

総合支所の区域については、以上のような基本的な考え方に立ちつつ二つの視点を持ち検討しており、人口規模については、10万から20万人とすること、また、地域的な広がりについては、都市部であることを踏まえ、総合支所までの所要時間も30分以内を目標値に設定するとともに、区域の判断という点からは、併せて、地域の沿革や地域特性を踏まえるなど、さまざまな調整を経て、地域の区域は決定されて、現在の区域に至っている。



世田谷区の現在の人口状況の状況をみると、地域行政制度発足時の平成3年度と平成25年度を比べると約9万6千人増加し、地域別に見ると、世田谷地域が約22万人から23万8千人に、北沢地域が約14万1千人から14万4千人に、玉川地域が約18万7千人から21万5千人に、砧地域が約12万4千人から15万6千人に、烏山地域が約9万9千人から11万4千人に増えているという状況である。

更に、今後の人口推移であるが、平成26年2月の将来人口の推計によれば、10年後の平成35年には、世田谷地域が約23万8千人に、北沢地域が約13万6千人に、玉川地域が約21万9千人に、砧地域が約16万4千人に、烏山地域が約11万5千人といった人口構成となっていくことが想定される。

また、ここで国内の都市自治体、特に政令指定都市の行政区の人口に着目すると、首都圏の政令指定都市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）の行政区の人口は、1行政区域あたりの平均人口（市の人口を行政区の数で割った値）は、約12万人～約24万人となっており、世田谷区の各地域の人口規模は、これらとほぼ同じ人口規模（平成22年国勢調査より）で構成されているといえる。

## 第4章 今後の地域行政の展開

今後の地域行政の展開は、地域住民に密着した総合的な行政サービスの提供や地域の実態に即したまちづくりの展開など、地域行政の目的を推進する点から、三層制による行政運営を堅持する。

本章では、三層制による行政運営の中で、区民の生活の場である地区に着目し、より一層地区の強化を進めること、また、これを推進する主体と参加・協働の観点に触れ、それを踏まえつつ、平成25年3月の「地区力の向上と地区防災対策の強化について（以下「平成25年3月報告書」という。）において検討課題とされた事項について、「基本的な考え方に基づく取組み」と「その他の検討項目に関する取組み」に区分して、平成26年度以降の取組みや引き続きの検討に関する考え方を示す。

### （1）基本的な考え方

#### ① 区民が生活する地区の強化

- ・ 区を取り巻く環境は、少子・高齢化の加速度的な進行やこれに伴う地域コミュニティの担い手の高齢化などとともに、世帯構成の小規模化や単身世帯化に伴い、地域のつながりが希薄化し、高齢者、障害者、児童等に対する虐待など、複雑・困難な問題も顕在化している。

一方、国の地方分権改革では、住民自治の充実や、行政と住民との協働の推進が重視されている。さらに、社会福祉基礎構造改革の推進や特定非営利活動促進法の施行により、民間事業者やNPOなど、多様な事業主体の参入が促進されており、こうした事業者等との協働を進めていく必要がある。

また、平成23年3月の東日本大震災以降、地域コミュニティの重要性が再認識されるとともに、区民が区に対して積極的に求める事業として「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」が第1位、2位となっている。

こうした中、区は、区民が住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域コミュニティを形成するため、新しい行政需要や住民意思がより明確となった行政需要に対して、的確に対応することが求められる。

区は、まず、区民の生活の場に目を向け、地区の強化を図ることとして、災害に強いまちづくりの観点から地区防災対策の強化を図るとともに、身近なところでの総合的な相談や見守りネットワークの充実等による地区における福祉的環境の整備などを進める。

- ・ 併せて、区は、平成26年度を初年度とする新たな基本計画の中に、地域の特性と地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）を踏まえ、目指していくまちの将来像を示した「地域計画」を位置づけ、地区の強化

に向けて、まちづくり活動等を行っている団体等の議論を経てまとめられた地区ビジョンに沿ったまちづくりを支援していく。

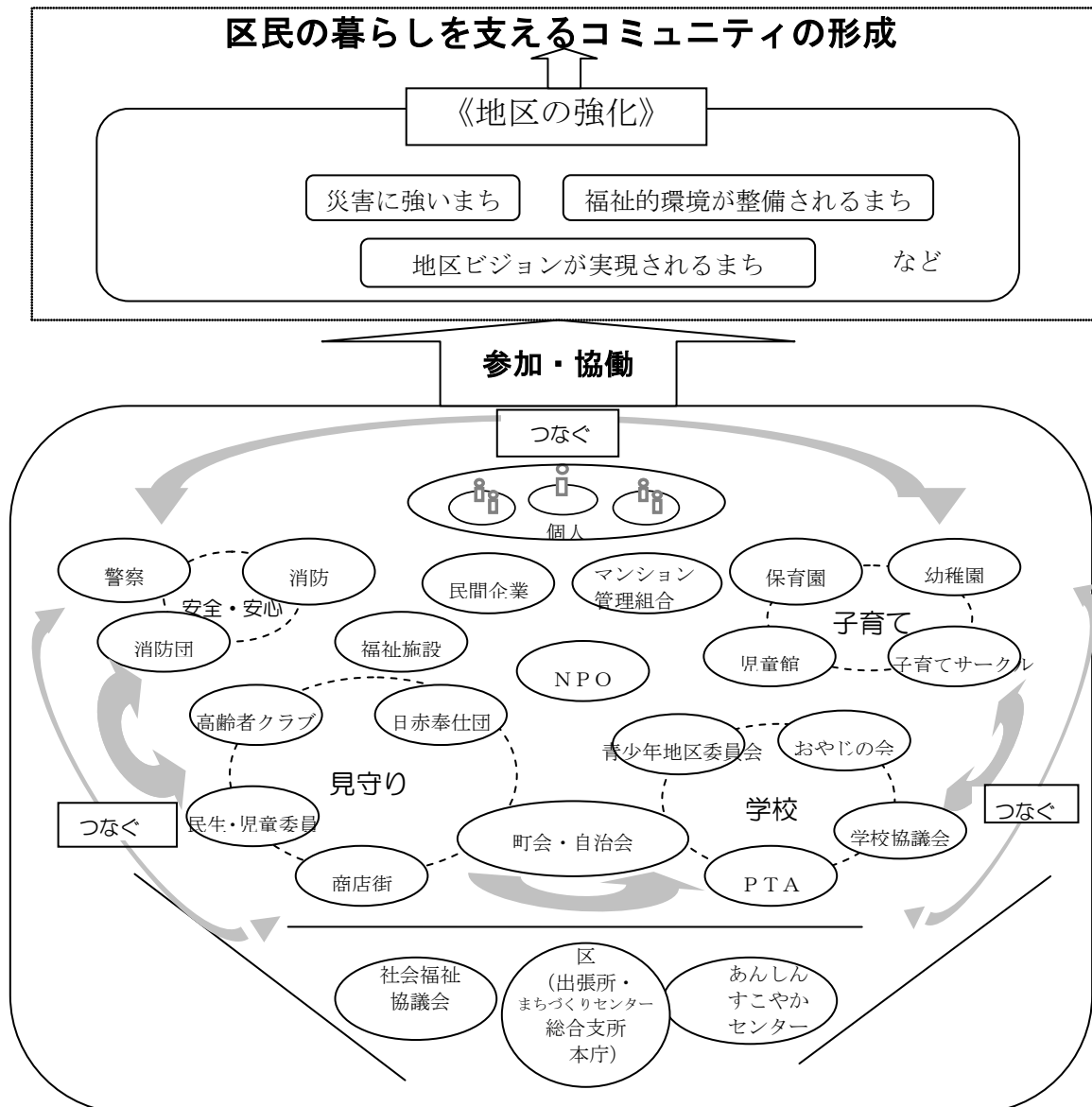
また、地区で取り組む区民主体のまちづくりを支えるものとして、地域計画に示した取組みの方向性を踏まえたまちづくりを推進する。

## ② 地区の強化の推進主体と参加・協働

- 地区の強化に向けた取組みは、地域コミュニティの形成に重要なものである。地区に暮らす区民やそこで活動する町会・自治会を始めとする活動団体、NPO、事業者など、様々な活動主体の取組みが推進されることにより、実現していくものであり、参加と協働によることが不可欠である。

この参加と協働は、多くの情報が行き交い、また、多くの情報が共有され、課題の認識等において共有化が図られることが必要であり、区は、環境づくりに共に取り組んでいく。

### 【区民が生活する地区の強化のイメージ】



### ③ 地区の強化に向けた区の役割

- ・ 地区の強化に向けて、区は、出張所・まちづくりセンター、総合支所、本庁がそれぞれの役割を担い進めることとなる。

三層制の中での基本的な役割については、第3章で触れたとおりであり、これを基本として取り組んでいく。

### ④ 地区の強化に向けての活動と機能集積の拠点となる出張所・まちづくりセンター

- ・ この間、三層構造における出張所・まちづくりセンターは、行政運営の拠点として、組織の面からその役割を整理してきたところであるが、併せて、区民の暮らしに最も身近にあるという点にも着目し、より一層地区の強化に向けた環境を整えていくことも重要である。

例えば、出張所・まちづくりセンターでは、地区まちづくりの拠点として、区民フロアー（活動フロアー・活動コーナー）が設けられ、区民や町会・自治会、その他の活動団体等の会議や情報交換、交流など、地区に暮らす区民等が場所や時間、情報を共有する拠点として機能しており、地区まちづくり活動に大きな役割を果たしている。

また、今後、出張所・まちづくりセンターは、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会との一体整備による機能の集積などにより、これまで以上に様々な人が集まり、また、多くの情報が集まることが想定されることから、これを契機として、地区の強化を推進する要因の形成が期待でき、この関係を活かしていく。

## (2) 基本的な考え方に基づく取組み

### ① 区民が生活する地区の強化に向けた取組み

区民の暮らしを支える力強いコミュニティの形成のため、区民が生活する地区に目を向け、地区防災対策の強化や福祉的環境の整備などを進め、また、地区ビジョン実現に向けての支援や地域計画に示した取組みの方向性を踏まえ、区民主体のまちづくりを推進していく。

#### 1) 「地区防災対策の強化」の推進

東日本大震災の経験を踏まえた取組みとして、平成25年3月報告書の中で、地区防災対策の強化について、重点的な取組みとして掲げたところであり、引き続き、職員体制を整え取組み内容を充実しつつ、着実に実施していく。

##### i) 平成25年度取組み状況と庁内における検討組織の設置・推進

- 平成25年度に「地区防災対策」を出張所・まちづくりセンターの職務として正式に位置づけ、地区防災に関する業務を危機管理室災害対策課、総合支所地域振興課との連携のもと、ノウハウの継承を含め、出張所・まちづくりセンターで段階的に実施することとしている。

具体的には、これまで実施していた職務に加えて、避難所運営組織の運営支援や避難所運営訓練内容の策定支援など、避難所運営組織の自立化の支援や災害時要援護者支援に向けた協定の締結拡充などに取り組むこととしている。出張所・まちづくりセンターは、平成25年3月報告書(31頁)にある「出張所・まちづくりセンターにおける地区防災対策等年次計画(以下「年次計画」という。)」に示したところに沿って、総合支所地域振興課地域振興・防災担当と連携し、事務所での防災コーナーの設置や防災用品の展示による普及啓発に努めるなど、地区の事情に応じた取組みを進めているところである。

- また、今後も、平成25年度取組みを踏まえ、実情に応じ、取組み事項を明確にして、更に推進していくことが必要である。そのため、各総合支所地域振興課地域振興・防災担当や危機管理室災害対策課、また、今年度、新たに設けた出張所・まちづくりセンターの地区防災支援担当などで構成する実務レベルの検討組織を設け、総合支所副参事も加わり、年次計画に基づき行われている地区防災対策について検

証したところであり、職員の専門性や技術力の向上、防災士養成講座修了者の効果的な活用、避難所運営訓練の支援を効果的に進める手順の明確化、啓発活動の一層の工夫などが、課題としてあげられた。

課題である職員の知識や技術の習得については、これまで行われてきている出張所・まちづくりセンター職員を対象とした職場研修に、基礎的な知識を習得するためのカリキュラムを加えるとともに、避難所運営に必要な資機材の操作訓練をきめ細かく実施するなどして、技術の習得に努める。

また、手順の明確化については、避難所運営訓練を支援するための職員用の手引書を作成し、避難所運営組織の運営支援に取り組んでいくとともに、災害時要援護者支援に向けた協定の締結の拡充についての現状確認等を行い、今後の実現に向けて着実に取組みを進めていく。

さらに、身近なところでの防災に関する意識啓発を進めるため、27か所で防災塾を展開するなどして、継続した取組みを進める。

## ii) 出張所・まちづくりセンターにおける非常配備態勢指定職員（拠点隊配備職員）の配置の強化等

- ・ 東日本大震災の経験から、非常配備態勢の指定について、例えば、平日の日中の災害では、保育園等の事業所職員は、子どもの安全確保等の対応が優先され、参集できなかったことなどから、平日の日中と休日・夜間の発災時の拠点隊要員の確保が課題となっている。
- ・ この間、職員の非常配備態勢について見直しを進めてきたところであるが、平成25年12月16日より、「震度別三段階態勢」から「震度5弱以上での一段階、全職員参集態勢」をとることとし、原則全職員がそれぞれ指定された場所に参集することとした。

参集場所への人員配置の考え方は、本庁勤務職員については、本庁災対各部への従事職員の配置の規模や要員は必要最小限とし、他の本庁勤務職員については、災対地域本部（総合支所）や拠点隊（出張所・まちづくりセンター）での従事とするものである。

これにより、最前線で活動する拠点隊（出張所・まちづくりセンター）の配備職員の配置を強化する態勢を整える。

また、地域や地区へ出向いた本庁勤務職員は、災対地域本部長の指揮命令のもとに従事することとし、地域等での応急対策の進捗や本庁業務の状況に応じて、災対統括部と災対地域本部で協議のうえ、本庁への復帰、あるいは、他の拠点隊への派遣等について調整を行う。

さらに、拠点隊配備職員は、発災時に拠点隊としてより現実的な対応を行えるよう、平成26年1月から2月にかけて、27か所の出張所・まちづくりセンターにおいて、新たな非常配備態勢に基づき、参集や情報伝達、拠点隊の開設等に関する訓練を行い、こうした取組みを踏まえ、今後も、より実践的な訓練や防災に関する研修に定期的に参加できる体制を築いていく。

- その中で、保育園職員については、災害直後からの保育園における事業継続も重要であることから、原則として保育園に参集することとする。  
ただし、当面開園が困難な場合も想定されることから、その際には、出張所・まちづくりセンターへの参集は可能であると考えられ、その基準等について検討する必要がある。  
今後、災害発生後の保育園の事業継続計画（BCP）の検討状況を踏まえながら、保育園職員の非常配備態勢のあり方について検討し、それを踏まえて、保育園職員による物品倉庫の把握や休日開催の避難所開設訓練への参加等について、調整を進めていく。
- また、災害時の初動期における職員の行動マニュアルについては、先般の東日本大震災を踏まえ、平成25年4月に改定された世田谷区地域防災計画との整合を図りながら、平成25年12月より見直しを開始し、平成26年度に向けて検討を進めている。その中で、情報連絡が極めて困難な場合など、災対地域本部（総合支所）、拠点隊（出張所・まちづくりセンター）がそれぞれのレベルにおいて判断が必要とされる際についても、その対応のあり様について整理する。

## 2) 福祉的環境の整備等

単身高齢者の大幅な増加に伴い、暮らしの場での孤立化が大きな社会問題となっており、また、東日本大震災を経験したことから、地域コミュニティの重要性と災害時を想定した日ごろからのつながりの必要性が改めて認識されたところである。

区民が安心して暮せる地区の強化に向けて、出張所・まちづくりセンター内の保健福祉に関する相談体制の充実や区民生活を支えるネットワークの推進等による福祉的環境の整備などが重要である。

### i) 地区の強化に向けての活動と機能集積の拠点となる出張所・まちづくりセンターにおける相談体制の充実等

- ・ 区は、これまで介護保険法に基づく包括支援事業をあんしんすこやかセンターに委託してきたが、相談については対象者を拡大し、高齢者に限らず、障害者、子育て家庭など、支援を必要とするすべての人が保健福祉の相談が受けられるようにするため、総合的な相談体制を構築することとしている。

平成26年度からモデル事業を実施し、平成28年度の整備を目途に段階的に進め、区民に身近な場所での保健福祉の相談体制を整備する。

一方、この間、区は、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターとの一体整備を進め、平成25年度末で14か所となる。今後、あんしんすこやかセンターによる保健福祉の総合的な相談体制の整備に併せて、平成26年度を初年度とする新たな公共施設整備方針や実施計画に基づき、公共施設の改築・改修の機会をとらえるとともに、公共施設の一部活用も視野に入れるなどして平成28年度までに整備する。

- ・ また、区民が安心できる暮らしを支えるものとして、公共的なサービスとともに、地域で活動している区民や地域活動団体などが行うインフォーマルサービスも重要である。区民の福祉活動を支援してきた社会福祉協議会が、平成26年度から平成28年度にかけて、出張所・まちづくりセンター内に社会福祉協議会のスタッフの活動拠点を設け、地区の福祉的課題の把握や活動支援、福祉人材の発掘、育成などの取組みを進めることとし、区はこれを支援していく。
- ・ 出張所・まちづくりセンターは、地区まちづくりの活動拠点として、地域コミュニティ活性化に向けた取組みを進めている。その中であって、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が一体的に整備されることは、区民の利便性を高めることにつながる。



また、三者にとっても、それぞれの活動に関する情報交換や意見交換を容易にすることにつながり、それぞれの活動に効果を及ぼすことなどが期待できる。

三者の機能の集積に伴い、どのような連携を図ることが有用であるかなどについては、平成26年度の取組みなどを踏まえつつ、検討を進めていく。

## ii) 行政としての役割

- ・ 区民が生活する地区の福祉的環境の整備に向け、区は、本庁、総合支所、出張所・まちづくりセンターのそれぞれが役割を果たすこととなる。

例えば、本庁は、統括的な立場を基本に、区全体の進捗管理や事業者との契約など統一的な事務その他、全体を推進する立場からの取組みを進める。

また、総合支所は、保健福祉業務の中での専門性を活かしつつ、指導や助言等のバックアップなどにより支えていくこととする。

また、出張所・まちづくりセンターは、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会との一体整備による機能集積が進む中で、区民の暮らしに最も身近な存在であることから、次の取組みを進め、区民との接点としての役割を果たしていく。

機能集積に伴い、地区の行政拠点として、従来の問い合わせや相談に加え、新たな問い合わせ等も想定される。その内容については、様々なものとなるが、丁寧に聞き取り、的確に把握するとともに、行政情報が整理された「せたがや便利帳」や区に寄せられた相談の事例集を活用するなど、それぞれの機関への案内やつなぎなども含め、引き続き、区民目線に立って対応する。

また、地区の活動が一層活発になり広がるよう地区の情報発信に取り組む。既に、様々な形で取り組んでいるところであるが、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者の機能の集積を契機として、区民に周知する情報やその発信について工夫していく。

現在、地域活動を連携させるネットワークの拡充の中で、高齢者見守りネットワークについては、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターが事務局となり、社会福祉協議会が支援する体制により進めており、平成25年度末で11地区において実施されている。今後、様々な活動団体を取り込みながら、平成28年度の全区展開を目指し、更なるネットワークを推進していく。また、その他地区情報連絡会を活用した地区ネットワークの推進に取り組んでいく。

### 3) 地区ビジョン実現への支援と地域計画の方向性を踏まえたまちづくり

- 地区ビジョンは、新基本計画に位置付けられている地域計画の検討にあたり、各地区でまちづくり活動等を行っている区民や団体等がその議論を経てまとめた、今後10年間に地区の中で目指していくまちづくり活動の目標である。

まちづくり活動については、区民が主体となって進めることから、区民との協働を推進する区は、地区ビジョンの実現を目指す区民主体のまちづくり活動を積極的に支援することが重要である。

地区ビジョンの実現の支援に向けて、地区コミュニティの行政拠点となる出張所・まちづくりセンターは、総合支所と連携し、様々な地区のニーズを把握し、地区情報連絡会などを活用し、地域活動などに関する情報の収集・提供を行うとともに、交流の機会を提供するなどして、区民主体のまちづくり活動を支援していく。

- 併せて、地域計画に示した取組みの方向性を踏まえたまちづくりは、地域や地区のコミュニティの充実に重要である。地区で取り組む区民主体のまちづくりを支えていくことにもつながり、推進する。

各総合支所は、地域計画を踏まえ、まちの将来像の実現を目指し、総合支所独自の取組みに向けて総合支所で活用できる予算を確保しつつ、具体的な展開を図っていく。

- また、本庁は、地域計画に示した取組みの方向性を踏まえ、所管する事業を推進し、地域や地区のまちづくりを進めていく。

## ② 区民主体のまちづくりを実現するための「参加・協働」の推進

地域行政は、区民と共に歩む区政であり、参加と協働はその基本となる。参加や協働の場面として、区政への参加や協働と地域社会の中での様々な活動への参加や協働が考えられる。

多様な経験を持つ区民が豊富な情報を持ち主体的にかかわっていくことが重要であり、これを実現することを目標に、多様なかたちで環境を整えていく。

### i) 地区情報連絡会の開催への取組み

- ・ 平成21年度の区民意識調査によれば、区民の「地域活動への参加意向」は、約5割の区民が参加意向を持っているが、具体的な活動への実現に結びついていないという実態があり、地域活動への参加のきっかけづくりが求められる状況にあった。
- ・ 区は、平成25年度から、様々なネットワーク活動を活かすとともに、これまで活動に参加していなかった区民や新たな活動団体等の参加も得ながら、より幅広く、総合的な情報交換の場として「地区情報連絡会」を開催し、連携強化の取組みを進めることとした。

「地区情報連絡会」は、形式的な会議体を設置することが目的ではなく、地域の活動団体が幅広く連携している事例も念頭に、出張所・まちづくりセンターがコーディネート役となり、普段あまり顔をあわせてこなかった団体等が、より幅広く情報や課題を共有することで、地域活動の活性化に結び付け、また、これまで地域活動に関わってこなかった人が参加する等、顔と顔をつなぎ、地区の力を向上させるものである。

会議体が、すでに「地区情報連絡会」の機能の中軸をもっている場合は、これを維持・拡大し、また、その一部を実現している場合は、補強・拡大する。現状にない場合は、新たに設置を目指すものとし、この間、各出張所・まちづくりセンターにおいては、高齢者見守りネットワーク会議や身近なまちづくり推進協議会、地区区民防災会議を活用するなどにより、また、新たな立ち上げというかたちで、各地区の実情に応じて開催について取組みを進めている。

その中で、例えば、地域の方に理解、協力を求めるためには、段階的に時間をかけて開催をしていく必要がある、あるいは、まちづくり活動の活性化に必要な各団体に共通するテーマについて、選定する必要がある、また、様々な会議の数、あり方について、整理する必要があるなどの課題が挙げられている。

今後、各地区の状況に応じて取組みを推進していくが、こうした課題に対応しつつ、「地区情報連絡会」が、情報や課題を共有する場として、より効果的、効率的に開催できるよう進めていく。

## ii) 地区情報の充実への取組み

- 地区のまちづくりを進め、地域や地区の情報を充実するため、「地区まちづくりの活性化への取組み（平成21年8月）」に掲げる方向性に沿い、出張所・まちづくりセンターでは、地区における行政拠点として、地区情報の発信を進めている。

この取組みの一環として、区のホームページは、「区のおしらせ」とともに、有力な広報媒体となっている。これまでも、総合支所、出張所・まちづくりセンターでは、区のホームページを活用し、地域や地区の魅力や情報を発信してきたが、利用者が欲しい情報、地域活動につながる地域情報がいつでも見られるように掲載内容の充実が必要である。

身近な地区の情報の充実や見やすさの改善に向けて、実務レベルでの検討体制を整え、平成26年1月に検討を始めたところであり、今後、具体の検討を進め、庁内における仕組みを整え、来年度中を目途に、より充実したホームページによる情報発信を目指すこととする。

### iii) 地区におけるコミュニティ活動の強化に向けての取組み

- ・ 少子・高齢化などによる社会構造の変化やそれに伴う暮らし方の変容により、近所付き合いはもとより、人と人とのつながりが希薄化している。いざという時の住民同士の助け合い、その原動力となる地域の絆を強めるため、地域活動への参加や町会・自治会を始め多くの地域活動団体の協働・連携は、地区におけるコミュニティ活動の強化に向けて必要不可欠であり、区は、こうした地域活動の活性化に向けた取組みを支援していく。

地域活動の支援のため、区は、平成23年度から3年間のサンセット事業として「地域の絆推進事業」を進めてきたが、事業開始以来3か年で、町会・自治会等の地縁団体を始め様々な地域活動団体、延べ387団体がそれぞれの地区や地域で、他の地域活動団体とも連携しながら、地域の課題解決とそれに伴う信頼関係づくりがなされており、今後も継続していくことが重要である。

平成26年度以降についても、これまでの成果を引き継ぎつつ、交流会での出会いや事業への相互参加によるマッチングの機会の創出により、地域の絆をより一層深め、地域コミュニティの活性化への支援を目的に事業を展開していく。

また、事業の進め方や他団体との連携等について、まちづくりの専門家であるまちづくりアドバイザーが団体に対して助言を行うとともに、このアドバイザー制度がより一層活用されるようPRの強化に取り組む。

- ・ 協働による地域づくりについて、区は、これまでも身近な地区などにおいて、町会・自治会、社会福祉協議会、身近なまちづくり推進協議会や青少年地区委員会、ごみ減量・リサイクル推進委員会、NPO、地域活動団体等が様々な活動を通して取り組んでおり、地域活動の活性化を図りながら、引き続き連携を図りつつ、取組みを進める。

### (3) その他の検討項目に関する取組み

#### i) 総合支所の副参事の役割と配置について

- ・ 区は、平成25年度から地区の強化に向けた取組みとして、「地区防災対策」や「地区ネットワーク」の強化を推進することとし、副参事は、様々な検討に加わることなどにより、これらの取組みを推進するために総合支所に配置されている。

副参事は、出張所・まちづくりセンターで平成25年度から進めている地区防災対策にかかる事業計画に基づく事業に関して、実務者レベルで行う検証のためのワーキング・グループに参加し、多角的な視点から積極的な取組みを推進することなどにかかわっている。

また、副参事は、出張所・まちづくりセンターの所長（事務取扱い）として、区政の第一線での職責も果している。

- ・ 副参事については、出張所・まちづくりセンターにおいて地区情報連絡会や地区防災対策の取組みを始めた現段階にあっては、この事業の推進に向けてのかかわりは、意義のあることである。

平成26年度以降、地区情報連絡会や地区防災対策の取組みを更に推進することに加え、地区における福祉的環境整備等に向けたモデル事業の実施など、新たな環境を整えるためにかかわり、次につなげていく際に積極的な取組みを担う役割が期待できることから、この体制を基本としつつ、区民が暮らす地区の強化に向けての取組みを推進する。

なお、出張所・まちづくりセンターを課長級職場とすることについては、組織的継続性の点より、また、今後の共通番号制度の導入に伴う出張所・まちづくりセンターにおける窓口機能への影響等の点より課題も想定されることから、これらの状況を見定めていくものとする。

## ii) 出張所・まちづくりセンター機能のあり方等

- ・ 「地区防災対策」や「地区ネットワーク」の強化への迅速な対応に向け、出張所におけるまちづくりセンター機能の明確化が課題となっている。出張所に位置づけられている地区まちづくり・地区防災対策機能と窓口機能について、職員の事務分担や組織運営の点から、組織的に分離し、地区まちづくり・地区防災対策機能を「まちづくりセンター」に位置付け、現在の20か所を含め、区内27か所に整備することの可能性を視野に入れ、引き続き検討を進めていく。

- ・ また、出張所・まちづくりセンターにおける窓口事務（窓口機能）は、現在、世田谷区出張所処務規程に準拠し、出張所においては、約30項目、まちづくりセンターにおいては約10項目の業務が扱われている。

この様な状況の下、出張所については、地区まちづくり・地区防災対策機能と窓口機能との組織的な分離の検討とともに併せて、平成25年5月に成立し公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」など番号関連4法に基づく共通番号制度の導入により、出張所の窓口事務について、どのような影響があるかを整理し検討していく必要がある。

また、まちづくりセンターについては、地区防災対策の取組みや地区コミュニティ活性化への取組みの一層の推進が求められる中、地区に向く機会の確保の必要性との関係から、窓口業務のあり方が課題ともなる。窓口の取り扱い状況等の検証を行いながら、今後の共通番号制度の進捗状況を踏まえつつ、検討を行うものとする。

- ・ また、現在、出張所・まちづくりセンターに設置されている証明書自動交付機については、共通番号制度の進捗状況やコンビニ交付の世田谷区における導入等を視野に入れ、効率性や効果等を検証しながら、今後窓口サービスのあり方について検討する中で、整理していく。

### iii) 総合支所における保健福祉3課の機能及び街づくり課と本庁との役割分担

- 各総合支所における生活支援課、保健福祉課、健康づくり課については、保健と福祉の連携により、区民からの様々な相談に対応し、各種保健福祉サービスを提供するなど、業務に取り組んでいる。

近年、区民が抱える課題は、高齢者や障害者の介護、子育て家庭の支援、生活困窮など多岐にわたり、複合的に存在している。このため、虐待や保護など困難・複雑なケースの対応に関しては、3課が情報を共有し、きめ細かな対応を図っているが、より一層迅速かつ的確な対応が行えるよう引き続き取り組んでいく。

また、平成26年度を初年度とする「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」では、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、このシステムを推進するため、総合支所では、全体のバックアップ体制のあり方等について検討を進める。

「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴う、保育や幼児教育等を提供するための施設開設にかかる認可手続きやサービスの利用に際し必要な新たな申請等が、平成26年7月以降、順次開始される。

現在、子ども部保育課や総合支所生活支援課子ども家庭支援センター等では、保育や子育てに関するサービスの相談・支援業務等を行っており、新制度の円滑な導入に向けて、引き続き、関係所管による検討を進める。

- 各総合支所の街づくり課については、地区街づくり計画や地区計画の策定等、地区住民の参加による地区街づくりのさらなる推進が求められている。

加えて、今後10年を見据えると、地域を越える大規模事業等にも対応できる組織体制の充実が必要である。そのため、今後の地域の街づくりの展開にあたっては、地域性を重視しつつ、効率性、専門性、技術性等を踏まえながら、進捗状況にあわせて、組織や人員について検討していく。



#### iv) 地区の区域と各種活動等の区域について

各地区において、地区防災対策の強化など、具体的な取り組みを進める上で、避難所対象区域と小・中学校の通学区域との相違や町会・自治会区域との整合性が課題としてあげられている。

一方で、学校ごとの避難所運営組織は、町会・自治会が中心となって担っていただく体制となっていること、町会・自治会の範囲や、行政単位である地区の区域は、歴史的な経緯もあることから、出張所・まちづくりセンターの区域については、当面、現行の27か所の区域割りの継続を基本とすることとした。

その上で、地域行政制度発足の平成3年度と比較して、人口が大幅に増加した地区について、地区面積、避難所数等に着目し、地区防災力の強化など地区力の向上に向けた体制のあり方について検討を行った。既に、用賀出張所地区については、地区の規模や区民の利便性の観点から、昭和59年12月に二子玉川分室を設置し、窓口業務を行っており、事務所の場所や地区内の関係性、職員体制など、さまざまな課題があることから、地域の声を十分踏まえ、用賀出張所との関係や位置づけ等を整理し、二子玉川分室にまちづくり機能等を追加した新たな事務所を整備する方向で取り組んでいく。また、当該地区の区域の分割等についても、別途、調整を進めており、引き続き取り組んでいく。

今後、地区や各種活動等の区域の課題は、人口や面積、避難所数等を勘案するとともに、新たな区民や団体などの参加を促し地区コミュニティを活性化することや、地区防災対策を強化する視点などを持って整理し、地域の経緯や実情、地域や地区に展開される活動区域の果たす機能や関連性を踏まえ、地域住民の理解を得ながら対応する。